

国民生活センターによる要望例

品目等	発表日	要望先	要望内容	行政の対応
危険！！レーザーを用いた違法な玩具などが売られている！！	平成20年3月	経済産業省 商務情報政策局 製品安全課 文部科学省	・消安法に定める技術基準に適合していない携帯用レーザー応用装置が現在でも市場に出回っていた。同法に規定する措置の徹底を要望する。 ・以前に、レーザーポインターの光線が目当たって網膜が損傷した後遺症が残ったり、視力が低下するなどの事故が起きていた。今回、安全性に問題のある商品が見つかっており、このような事故が起きないよう被害の未然防止・拡大防止の観点から、消安法で定める適合品以外の携帯用レーザー応用装置と考えられる玩具などの商品の危険性について小中学校などで児童、生徒たちに注意喚起するよう要望する。	経済産業省 「輸入業者に自主回収措置をするよう指示した。また消費者向けに注意喚起を行うなどしている」旨の回答があった。 文部科学省 都道府県教育委員会などの管理部署に対し「レーザーを用いた玩具等による事故防止について」という文書を送ったとの回答があった。
電動クライミングベッドの安全性	平成20年2月	経済産業省 商務流通グループ 製品安全課	・事故の再発防止のため、業界に対し、より安全な製品への改善指導を要望する。	経済産業省 ・消費生活用製品安全法第35条第1項の規程にもとづき報告のあった重大製品事故として（輸入品）が輸入した電動ベッドについて公表した。 ・事業者から重大製品事故の報告を受け、国民生活センターと協力して事故原因究明し、その結果を受けて、再発防止策として事業者による自主リコール（無償修理）を指導し、事業者は2月より無償修理を実施している。 ・全国ベッド工業会、医療・介護ベッド安全普及協議会に向けては、ベッドで発生している他の種類の事故における再発対策の検討・実施にあわせ、事故事例の検証、軽微な事故の収集体制の強化、使用者への注意喚起の実施などを要請し、業界は各取り組みを開始しているところ。
石油ファンヒーターによる室内空気汚染	平成19年10月	経済産業省 商務流通グループ 製品安全課	・石油ファンヒーターから発生する窒素酸化物と揮発性有機化合物を低減化させるための機器の改善の指導を要望する。	経済産業省 ・独立行政法人製品評価技術基盤機構に報告されている石油機器の同種事故に関して調査するとともに、今後の事故発生状況を注視する。
通信販売の補聴器等の安全性や補聴効果 -販売サービスに関する調査も含めて-	平成19年9月	厚生労働省 医薬食品局 審査管理課 医療機器審査管理室 厚生労働省 医薬食品局 監視指導・麻薬対策課 経済産業省 商務情報政策局 医療・福祉機器産業室 経済産業省 製造産業局 日用品室 経済産業省 商務流通グループ 製品安全課	・補聴器は、使用者の難聴の状態に合わせて使用する必要のある管理医療機器である。良好なフィッティングサービスが受けられるよう、一定水準以上の技術者の育成の強化。また、販売管理者についての研修へフィッティングに関する事項を盛り込む等、業界指導を要望する。 ・補聴器について安全上の観点からの出力最大音の設定及び最低限の補聴効果等規格基準の設定を要望する。 ・薬事法に基づく表示について指導の徹底を要望する。 ・集音器等についても安全性に関する基準を設け、また、難聴者が使用することのないよう指導の徹底を要望する。	厚生労働省 ・補聴器に係る研修実施機関に対し、フィッティングサービスに対応できる技能者の育成の推進、補聴器を購入する際に技能者によるフィッティングサービスを受けられるような環境整備、出荷時の出力最大音や適正な補聴効果に関する基準設定の検討について業界（有限責任中間法人補聴器販売店協会及び、社団法人日本ホームヘルス機器協会）あて指導するとともに、薬事法に基づく管理者の基礎講習及び継続研修の講習内容にフィッティングに関する情報を盛り込むよう依頼した（平成19年10月29日付薬食機発第1029001号）。 ・当該製品の製造販売業者に対し、所管の都道府県を通じて立入検査を行ったところ、報告書の指摘どおり表示義務違反（薬事法第63条違反）が確認されたため、当該製品の自主回収を行わせる等、是正の指導を行った。また、今後同様の事例の再発を防止するため、医療機器の製造販売業者を所管する各都道府県に対し監視指導を徹底するよう通知（平成19年10月29日付薬食監発第1029001号）を行った。 経済産業省 集音器等を製造（輸入）・販売している事業者社団法人日本通信販売協会に対し、「集音器の安全性の確保及び難聴者が補聴器と誤認しへの配慮について」とした文書にて、「1.製性の確保、及び」2.補聴器と誤認することについて配慮及び周知の要請を行った。
ミニカップタイプのこんにゃく入りゼリーによる事故防止のために -消費者への警告と行政・業界への要望-	平成19年7月	内閣府 食品安全委員会 事務局 情報・緊急時対応課 厚生労働省 医薬食品局 食品安全部 農林水産省 総合食料局 食品産業振興課 農林水産省 生産局 特産振興課	・ミニカップタイプのこんにゃく入りゼリーの安全性を検討の上、販売規制も含めた事故防止策の検討を要望する。 ・製造・販売・輸入業者に対し、事故防止のためにより一層の指導を要望する。	食品安全委員会 平成19年7月、食品安全委員会のホームページに、「こんにゃく入りゼリー」による窒息事故について、国民に向けて注意喚起のための情報提供を開始し、随時、新しい調査結果等の追加・更新を行っている。 厚生労働省 ・平成20年1月から3月にかけて、平成19年度厚生労働科学特別研究補助金による特別研究「食品による窒息の現状把握と原因分析」を行ったところである。（事故防止を図るため、平成20年4月25日付けで関係府省及び国民生活センターに、同年5月8日付けで各都道府県、関係団体等に研究結果を情報提供） ・平成19年10月に関連業界が作成した、こんにゃく入りゼリーの誤飲等に関する警告表示について、厚生労働省の社会福祉施設等の所管部局から、自治体の関係部局（各自治体民生主幹部局、母子保健主幹部局）に対して情報提供を行うとともに、当該施設等における食事の提供に当たって、当該内容を踏まえ事故を防止する等の対応を依頼した。 農林水産省 平成19年7月、「こんにゃく入りゼリーによる窒息事故の防止に向けた対策の徹底について」（19総合第654号、総合食料局長・生産局長連名通知）を全日本菓子協会、全国菓子工業組合連合会、全国こんにゃく協同組合連合会等に発出し、注意表示の徹底・改善、物性や形状等の改善等について早急に取り組むことを指導した。さらに、こんにゃく入りゼリーの製造・販売等の実態および注意表示等の現状を把握するとともに、指導の結果として改善が見られるかどうかを検証するため、物性の測定を行い、結果を広く情報提供をした。
スチーム式吸入器によるやけどに注意！	平成19年5月	経済産業省産業技術環境局基準認証ユニット環境生活標準化推進室 厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室	やけどなどの製品事故を未然防止するため、安全性等に関する規格・基準作りの検討を要望する。	経済産業省 ・社団法人日本ホームヘルス機器協会において、家庭用吸入器の使用上の注意及び構造等に関する自主基準を策定しているところと承知。今後、必要に応じてこれらの基準のJIS化のための検討を行う。 厚生労働省 ・社団法人日本ホームヘルス機器協会に対し、やけど等の事故の防止対策の検討を指導を行った。現在、同協会において、本体のスチーム温度、注意表示事項についての自主基準案の最終調整を行っているところであり、引き続き、同協会の対応等について適切に指導していく。

品目等	発表日	要望先	要望内容	行政の対応
高麗人参を主原料とした「健康食品」	平成19年1月	厚生労働省医薬食品局審査管理課 厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課 新開発食品保健対策室 厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課	・ジンセノサイド量から医薬品として問題があると思われる銘柄があったので、改善するよう指導を行うよう要望する。 ・高麗人参を食品として使用する際に有効成分量や注意表示に関するガイドラインを作成するよう指導を要望する。 ・栄養機能食品としての表示が不十分な銘柄について、適切な表示が行われるよう指導を要望する。 ・残留農薬についての適正な指導を要望する。	厚生労働省 ・従来より、「いわゆる健康食品」の摂取量及び摂取方法等の表示に関する指針について、(平成17年2月28日食安発第0228001号)により、一日当たりの摂取目安量については、当該食品が含有する成分に応じ、科学的根拠に基づき設定して表示することや、過剰摂取等による健康被害の発生が知られているもの又はそのおそれがあるものについてはその旨を表示すること等、適切な運用がなされるよう都道府県等及び関係業界に対し周知徹底を図っているところである。 ・栄養表示基準に適合しない食品があるかどうかは、都道府県等と協力し、食品衛生監視員等が食品の収去等を行って判断しており、栄養表示基準に適合しない場合や内容に誤りがある場合等には、随時指導を行っているところである。 なお、栄養機能食品については、平成17年2月に制度の見直しが行われ、栄養機能食品である旨の表示と併せて機能を表示しようとする栄養成分名を表示すること、バランスのとれた食生活に関する注意表示をすること等が義務づけられたところであるが、平成18年3月31日までに製造され、加工され、又は輸入された栄養機能食品の表示については、経過措置としてそのような義務の対象外とされている。 ・当該製品の製造販売業者に対し、所管の都道府県を通じて立入検査を行ったところ、当該製品は承認規格に合致していることが確認されている。 しかしながら、平成18年4月に改正された第15改正日本薬局方(平成18年厚生労働省告示第285号)においては、当該製品の原料であるニンジンのジンセノサイド含有量が新たに定められており、その経過措置期間が平成19年9月30日までとされていることから、早急に新薬局方に対応させるよう指導を行ったところである。 ・提言を受け、平成19年1月11日、関係自治体に対し、当該製品について、食品衛生法上の基準への適否に関して調査を依頼した。これまでの調査結果からは、農薬等の残留基準値に係る経過措置、原材料での適合性を勘案すると、食品衛生法違反と判断されるものはないと関係自治体から報告を受けているところである。
スプレー缶製品の使用上の安全性	平成18年11月	環境省 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 経済産業省 原子力安全・保安院 保安課	・廃棄方法の周知徹底とともに、使用者の事故防止の観点から、より安全な方法で全国的な統一がなされる方向で検討を要望する。 ・ガス抜きが容易にできる構造の導入を指導するよう要望する。 ・適正な表示の指導を要望する。	-
エアゾール式簡易消火具のテスト	平成16年10月	経済産業省 製造産業局 オゾン層保護等 推進室 経済産業省 商務流通グループ 製品安全課 環境省 地球環境局 環境保全対策課 フロン等 対策推進室 総務省 消防庁 予防課	・消火薬剤にハロン(ハロン1211)を用いた商品が輸入、販売されている現状について対策を要望する。 ・消火薬剤に代替フロン(HFC-227ea, FM200)を使用している銘柄に指導を要望する。 ・誤解や混乱を起こすような表示に対する指導を要望する。	-